

今号の主な内容

2面

21年度決算の実績をお知らせします

3面

(仮称)地球温暖化対策指針(素案)にご意見を

5面

建築物等耐震化支援事業のご利用を

8面

3R推進キャンペーンイベント

8面

食育フェスタ&たんす緑と花のまちづくりフェア

新

宿

区

広報

しんじゅく

しんじゅくコール

☎ (3209) 9999

(午前8時～午後10時、1/1～3を除く毎日)

発行 新宿区 編集 区政情報課 (毎月5・15・25日発行)

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 ☎(3209)1111

ホームページ <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

携帯電話版 <http://www.city.shinjuku.lg.jp/m/>

「新宿力」で創造する、
やすらぎとにぎわいのまち

平成22年(2010年)

10・25

第1975号

携帯電話用二次元コード

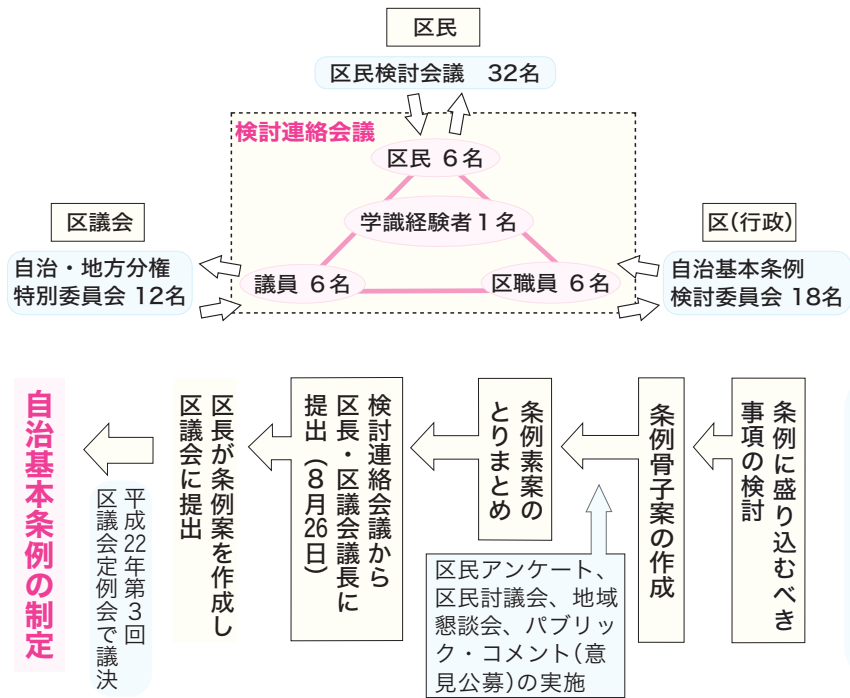
あした

みんなでつくろう！新宿区の未来

自治の基本ルール

23年4月1日施行

新宿区自治基本条例を制定



自治基本条例は、新宿区の地域特性を踏まえ、区における自治の基本理念や基本原則を明らかにするものです。「新宿区」という単位で物事を考え、決める場合に、誰がどのような役割を担い、どのような方法で決めていくかなどを定める「自治の基本ルール」です。

区では、基本構想・総合計画に掲げる「自治の基本理念、基本原則の確立」に向けて、これまで3年間、自治基本条例の制定に取り組んできました。8月26日には、新宿区自治基本条例検討連絡会議(以下「検討連絡会議」)から、区長・区議会議員に条例素案が提出されました。条例素案をもとに条例案を作成し、平成22年第3回区議会定例会に議案として提出した結果、10月14日賛成多数で可決されました。

11月25日(休)に発行予定の「広報しんじゅく」自治基本条例特集号では、条例の詳しい内容を紹介します。

【問合せ】企画政策課(本庁舎3階) ☎(5273)3502・議会事務局(本庁舎5階) ☎(5273)4026へ。

自治基本条例の制定に当たっては、区民・区議会・区(行政)の三者の代表である18名の委員と学識経験者1名の計19名で構成する検討連絡会議(左図)を平成19年11月に設置し、40回を超える会議で議論を重ねてきました。

また、広く区民の皆さんのご意見を伺うために、区民討議会やパブリック・コメント(意見公募)、区民アンケート、地域懇談会等を実施し、検討連絡会議が条例素案を取りまとめました。

日時	会場
11月17日(水)午後6時30分～8時	牛込算笥地域センター(算笥町15)
11月18日(木)午後6時30分～8時	角筈地域センター(西新宿4-33-7)
11月19日(金)午後6時30分～8時	若松地域センター(若松町12-6)
12月9日(木)午後6時30分～8時	戸塚地域センター(高田馬場2-18-1)
12月10日(金)午後3時30分～5時	大久保地域センター(大久保2-12-7)
12月11日(土)午後2時～3時30分	落合第一地域センター(下落合4-6-7)
12月15日(水)午後6時30分～8時	榎町地域センター(早稲田町85)
12月16日(木)午後6時30分～8時	落合第二地域センター(中落合4-17-13)
12月17日(金)午後6時30分～8時	四谷地域センター(内藤町87)
12月18日(土)午後4時～5時30分	柏木地域センター(北新宿2-3-7)

自治基本条例

地域報告会にご参加を

条例の内容を説明し、区民の皆さんとご意見を交換するため、10か所の地域センターで報告会を開催します。どなたでも参加できます。当日直接、会場へおいでください(開場はいずれも開始の20分前)。

【日時・会場】左表のとおり



▲検討連絡会議(辻山幸宣座長)から条例素案を区長・区議会議員に提出

自治基本条例の概要

前文

新宿のまちの歴史や条例制定の背景、自治の方向性や基本原則、制定に当たった区の決意などを明らかにしています。

第1章 総則

自治基本条例の目的(第1条)・定義(第2条)・基本理念(第3条)・条例の位置付け(第4条)を定めています。

●目的

自治の基本理念を明らかにするとともに、これに基づく区政運営の原則と区民・区議会・区長の責務等を定め、新宿区のさらなる自治の実現を図ることを目的としています。

●定義

区民の定義のほか、必要な用語を定義しています。

●基本理念

「人権の尊重」「区民が主役の自治の実現」「区民自治を基本とした区政の推進」を基本理念として定めています。

●条例の位置付け

この条例を、「新宿区における最高規範」と位置付けています。

第2章 区民

区民の権利(第5条)：区政に関する情報を知る権利、公共サービスを受ける権利、区政に参加する権利、自治の担い手として生涯にわたり学ぶ権利、区民の責務(第6条)を定めています。

第3章 議会等

議会の設置(第7条)、議会の責務(第8条)、議員の責務(第9条)を定めています。

第4章 区長等

区長の設置(第10条)、区長の責務(第11条)、区の行政機関の責務(第12条)、職員の責務(第13条)を定めています。

第5章 区政運営の原則

区政運営の原則(第14条)：公共サービスの提供に関すること、財政状況の公表に関すること、区民ニーズに対応し、組織の整備・編成、相互の連携を図ることなどを定めています。

第6章 情報公開及び個人情報保護

情報公開(第15条)、個人情報保護(第16条)について定めています。

第7章 住民投票

住民投票の基本的な事項：住民投票(第17条)、住民投票の実施(第18条)、住民投票の実施の結果の尊重(第19条)、条例への委任(第20条)を定めています。

その他、住民投票に関し必要な事項は、別に条例で定めるとしました。

第8章 地域自治

地域自治(第21条)：地域自治の推進と地域自治組織の基本的な事項を定めています。

地域の区分・地域自治組織に関する必要な事項は、別に条例で定めるとしました。

第9章 子どもの権利等

子どもの権利等(第22条)を定めています。

第10章 国、他自治体及び関係機関との連携及び協力等

国、他自治体及び関係機関との連携及び協力(第23条)、国際社会との関係(第24条)を定めています。

第11章 条例の見直し等

条例の見直し等(第25条)を定めています。

★本紙は新聞折り込みでお届けしています。主な区立施設・駅・スーパー・新聞販売店などにも置いてあります。新聞を購読していない方には配達します。